

リサイクル5製品認定

県 循環型社会へ活用促す

循環型社会の形成へ向けたリサイクル産業の育成、活用を目指し、県は六日までに、使用済みビニールを再生利用した消しゴムなど五品を「県リサイクル認定製品」として認定した。認定制度は先ごろ策定した第二次県廃棄物処理計画(二〇〇六―一〇年度)の主要施策の一つで、認定製品は今後、県のホームページなどで広報し、広く活用を促していく。

県リサイクル認定製品(業)、再生建設資材コア
 に選ばれたのは、再生プーザンブリックス(同
 ラスチック製品の「Y.e
 s消しゴム」(製造者・
 ンク)の五品。
 べんてる)、「プラグイ
 標識杭」(同・クニオサ
 エコテック)、「ファミ
 リーパック(ごみ袋)」
 (同・岩井化成)と汚泥
 発酵肥料「ニューMグリ
 ーン」(同・丸吉産

県リサイクル認定製品シ
 ンボルマークの使用を許
 可、パンフレットや各種
 イベントで紹介し、利用
 拡大を図る。
 県リサイクル製品認定
 制度は昨年度創設され
 た。今回の認定製品は、
 第一回募集で申請された
 十四品の中から、安全性
 や規格などを審査して選
 んだ。

県は今後も毎年度募集
 し、認定製品を増やして
 いく方針。
 認定制度の推進やリサ
 イクル業者の育成は、第
 二次県廃棄物処理計画を
 推進するための主要施
 策。同計画は第一次計画
 (〇一―〇五年度)に引
 き続き、廃棄物の抑制と
 資源の循環利用、利用で
 きない廃棄物の適正処理
 を基本方針とし、一般廃
 棄物と産業廃棄物の排出
 量や資源化率の数値目標
 を掲げるとともに、県
 民、事業者、行政それぞ
 れに求められる役割を明

確にした。

数値目標は、一般廃棄物としてた。
 物について県民一人一日
 当たりの排出量を第一次
 計画より約百㌔少ない八
 百九十㌔(生活系ごみ六
 百七十五㌔、事業系ごみ
 二百十五㌔)、資源化率
 を6㌔アップの24%と設
 定。産業廃棄物については、
 資源化率を2㌔アッ
 プの87%とし、最終処分
 量を五万㌔減の十五万㌔